

平成 23 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 和弘食品株式会社 代表者名 代表取締役社長 和 山 明 弘 (JASDAQ・コード 2813)

問合せ先

役職・氏名 取締役管理本部担当 市川敏裕 電話 0134 - 62 - 0505

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 9 月 21 日開催の取締役会において、決算期の変更を決議し、同日お知らせしておりますが、平成 23 年 2 月 25 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 23 年 3 月 28 日開催予定の第 47 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社の事業年度の末日は、毎年 12 月 31 日としておりましたが、12 月に売上が集中することによる業務負荷の軽減のため、また、経営計画の策定や業績管理など、経営全般にわたって効率化を図ることを目的として、事業年度の末日を 12 月 31 日から 3 月 31 日に変更すべく、現行定款第 13 条、第 14 条、第 42 条、第 43 条及び第 44 条の変更を行うものであります。また、第 48 期事業年度を平成 23 年 1 月 1 日より平成 23 年 3 月 31 日までといたしたく、附則の新設を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(1,131,101,22,21,131,21,31,131,131,131,131,131,13
現行定款	変 更 案
【第1条】~【第12条】 (条文省略)	【第1条】~【第 12 条】 (現行どおり)
(招集時期)	(招集時期)
【第13条】当会社の定時株主総会は、毎年3月に招	【第 13 条】当会社の定時株主総会は、毎年 6月に招
集し、臨時株主総会は必要のあるときに	集し、臨時株主総会は必要のあるときに
随時これを招集する。	随時これを招集する。
(定時株主総会の基準日)	(定時株主総会の基準日)
【第 14 条】当会社の定時株主総会の議決権の基準日	【第 14 条】当会社の定時株主総会の議決権の基準日
は、毎年 <u>12</u> 月 31 日とする。	は、毎年 <u>3</u> 月 31 日とする。
【第 15 条】~【第 41 条】 (条文省略)	【第 15 条】~【第 41 条】 (現行どおり)
(事業年度)	(事業年度)
【第42条】当会社の事業年度は、毎年1月1日から	【第 42 条】当会社の事業年度は、毎年 4月 1日から
<u>12</u> 月 31 日までの 1 年とする。	<u>翌年3</u> 月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

【第43条】当会社の剰余金の期末配当の基準日は、 毎年12月31日とする。

(中間配当)

【第44条】当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

【第 45 条】 (条文省略) (新 設) (剰余金の配当の基準日)

【第43条】当会社の剰余金の期末配当の基準日は、 毎年3月31日とする。

(中間配当)

【第44条】当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

【第45条】 (現行どおり)

附則

第 42 条(事業年度)の規定にかかわらず、平成 23 年 1 月 1 日から始まる第 48 期事業年度は、同年 3 月 31 日までの 3 ヶ月間とする。

本附則は、第48期事業年度経過後、これを削除する。

3. 日程

取 締 役 会 決 議 平成 23 年 2 月 25 日 株 主 総 会 開 催 日 平成 23 年 3 月 28 日

以 上